

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：男女とも育児休業の取得率100%にする。（次世代法・女性活躍推進法）

<対策>

●令和8年4月～ 該当者へは随時メール等で情報提供していく

目標2：社員1人あたり月平均4時間以下になるよう管理・指導する
（次世代法・女性活躍推進法）

<対策>

●令和8年4月～ 1人あたり月平均4時間以下になるよう管理・指導する

目標3：育児休業復帰後に短時間勤務(子が10歳になるまで)の希望があれば受入する

<対策>

●令和8年4月～ 希望者には育児・介護短時間勤務等申出書を提出してもらう

●制度について育児・介護休業復帰プログラムを使用して情報提供する

目標4：年次有給休暇の取得を促進させる

<対策>

●令和8年4月～ 最大で年16日間/年の計画的付与を実施していく